

# 湘南医療大学ハラスメント防止規程

[平成27年4月1日]

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を定め、学生及び教職員等が、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という精神に基づき個人として尊重され、教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動の快適な環境を醸成し、維持することを目的とする。

### (適用)

第2条 この規程は、本学の関係者のうち次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 本学の学生等（学部生、聴講生、科目等履修生及び本学において就学する者）
- (2) 本学の教職員等（専任教職員、非常勤講師、契約職員、本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者）
- (3) その他、継続的に本学の教育研究に携わる者（学生の保護者、各種実習先等で職務上の関係を有する者等）

### (定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の尊厳又は人権を侵害し、本学における生活・修学環境、教育研究環境並びに就労環境等を悪化させることをいう。次の各号に掲げるハラスメントを総称するものとする。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 地位及び権限を利用し、相手への利益の供与又は不利益の回避を代償として、相手の意に反する性的な要求を行うこと
- イ 生活・修学環境、教育研究環境、就労環境等を悪化させる性的な言動を行うこと

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の学修意欲、教育研究意欲を低下させること又は生活・修学環境、教育研究環境を悪化させること

#### (3) パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること又は就労環境を悪化させること。

#### (4) その他優越的な地位に基づき行う (1)、(2)、(3) に準じる嫌がらせや差別行動。

#### (対象とするハラスメントの範囲)

第4条 この規程が対象とするハラスメントは、勤務時間内及び本学施設内において発生したものに限定しない。

2 当事者の一方が、本学の構成員でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

### (本学の責務)

第5条 本学は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 本学の構成員に対し必要な教育及び啓発活動（パンフレットの配布、ポスター掲示等）を行うとともに、適切な広報、研修を行うよう努めること
- (2) ハラスメント事案が発生した場合には、適切な対応を行い、事態の解決に努めること
- (3) ハラスメント事案に関わった人の人権を尊重し、守秘義務を徹底すること  
(本学の構成員の責務)

第6条 本学の構成員は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 生活、学修、教育、研究及び業務等のあらゆる場面において、他者の人権を尊重すること
- (2) ハラスメントが、行為者の意図にかかわらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分理解し、ハラスメントと受け取られるおそれのある言動を行わないこと
- (3) ハラスメントの防止に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持することに努めること  
(ハラスメント防止委員会等)

第7条 本学は、第1条の目的を達成するために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。防止委員会は別に定める。

- 2 本学は、ハラスメントの相談に対応するために、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 3 本学は、ハラスメント事案の調停のために、必要に応じてハラスメント調停員（以下「調停員」という。）を置く。
- 4 本学は、ハラスメント事案の調査のために、必要に応じてハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- 5 防止委員会、相談員、調停員及び調査委員会の組織及び運営等については、別に定める。

## 第2章 ハラスメント事案の取扱

### (ハラスメント事案の解決手順)

第8条 ハラスメントに関する事案の解決手順は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談
  - (2) 意見通知
  - (3) 調停
  - (4) 調査
  - (5) 認定
  - (6) 是正の勧告
- 2 本学の構成員が、ハラスメントについて相談し、又は意見通知、調停或いは調査を申し立てようとするときは、所定の手続きを行わなければならない。

### (相談)

第9条 本学の構成員は、次の各号に掲げる場合、ハラスメントに関する相談を行うことができる。

- (1) 構成員本人がハラスメントによる被害を受けたとき
  - (2) 他の構成員がハラスメントを受けているのを見て、不快に感じたとき
  - (3) 他の構成員から、ハラスメントをしている旨の指摘を受けたとき
  - (4) 他の構成員から、ハラスメントに関する相談を受けたとき
- 2 ハラスメントの相談は、原則として複数の相談員が受けるものとする。

- 3 相談者は、相談員が認めた場合には、相談に際して家族、友人又は教職員等を付き添わせることができる。
- 4 相談員は、相談の事案について、文書をもって防止委員会に報告する。
- 5 相談者は、相談によって問題が解決できない場合には、防止委員会に意見通知、調停又は調査の申し立てを行うことができる。

(意見通知)

第10条 意見通知とは、申立人から請求があった場合、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に対して申立の内容を通知することにより、問題の解決を図ることをいう。

- 2 意見通知は、申立人から請求があり、防止委員会が必要と認めた場合に行う。
- 3 意見通知は、防止委員会委員長又は委員長が指名する相談員が、必ず複数名で行う。
- 4 意見通知に際して、相手方に異議のある時は、その事情を聴取する。
- 5 意見通知にあたった相談員等は、その結果を防止委員会及び申立人に報告する。

(調停)

第11条 調停とは、調停員が当事者相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

- 2 調停は、申立人からの請求があり、防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があった場合に開始する。
- 3 調停は、学長から委嘱を受けた調停員が、必ず複数名で行う。
- 4 調停は、調停員、申立人及び相手方の三者が同席する方法又は調停員が間に入り当事者同士が相対しない方法、若しくはその併用によって行う。
- 5 調停は、以下の各号に掲げる場合に終了する。
  - (1) 申立人及び相手方の双方が、調停案を受け入れたとき
  - (2) 申立人または相手方のいずれかが、調停の打ち切りを希望したとき
  - (3) 申立人及び相手方が、相当期間内に合意に達する見込みがないとき
- 6 調停により合意が得られたときは、申立人、相手方及び調停員の三者で、合意内容を文書によって確認する。
- 7 調停員は、調停の結果について、文書をもって防止委員会に報告する。

(調査)

第12条 調査とは、ハラスメント事案の解決のために、当該事案の事実関係について確認するために行う調査をいう。

- 2 調査は、次の各号に掲げる場合に行う。
  - (1) 申立人から請求があり、学長が必要と認めたとき
  - (2) 申し立てはなされていないが、当該事案が重大であり、学長が必要と認めたとき
- 3 調査は、学長が指名する者で構成する調査委員会が行う。
- 4 調査委員会は、当該事案に関して調査した事実関係と、ハラスメントに該当するか否かの意見を付した報告書を作成し、学長に提出する。

(ハラスメントの認定)

第13条 学長は、調査委員会からの報告に基づき、当該事案のハラスメント認定について防止委員会に諮問する。

- 2 学長は、防止委員会の答申に基づき、当該事案のハラスメント認定又は不認定を行う。
- 3 防止委員会の委員長は、学長の命を受け、調査結果及びハラスメントの認定結果を、申立人及び相手方に通知する。

(是正の勧告)

第14条 防止委員会の委員長は、学長の命を受け、ハラスメントの認定を受けた相手方に対して、言動の是正を勧告する。

(処分)

第15条 学長は、関係者の処分が相当であると判断したときは、当該関係者が学生である場合は学則及び学生懲戒規程に基づき、教職員である場合は就業規則に基づいて処分を行う。

- 2 学長は、相手方が本学の構成員でない場合は、相手方が所属する組織に申し入れを行う。

(不服申立)

第16条 申立人又は相手方は、ハラスメントの認定又は不認定について不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、防止委員会に不服の申立を行うことができる。

- 2 防止委員会は、不服申立を学長に報告し、学長の諮問に応じて、不服申立の受理又は棄却を審議する。
- 3 学長は、不服申立の受理又は棄却を決定し、防止委員会の委員長に、当事者へ結果を通知させる。

(再調査)

第17条 学長は、不服申し立てを受理したときは、当該事案について再調査を行う。

- 2 再調査に当たっては、当該事案にかかわった調査委員会の委員を全員交代させる。

(緊急時の対応)

第18条 学長は、事案が緊急を要すると認めた場合には、被害者の安全を確保するための措置を講ずることができる。

(ハラスメント事案の情報公開)

第19条 防止委員会は、ハラスメント事案について、原則として公開しない。

- 2 防止委員会は、再発防止上必要と認められる場合は、学長の命により、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮したうえで公表することができる。

### 第3章 補則

(代理人及び補佐人)

第20条 相談者又は申立人及び相手方は、相談、意見通知、調停及び調査にあたって、原則として、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることができる。

(守秘義務)

第21条 防止委員会の委員、相談員、調停員及び調査委員会の委員は、ハラスメント事案に関わる人の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、職務上知り得たことを、他に漏らし又は利用してはならない。尚、その職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第22条 ハラスメントに関する相談、申立、調査の協力及び証言等に関して正当な対応をした者に対して、このことをもって何らかの不利益な取扱をしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第23条 本学の構成員は、ハラスメント事案に関して、虚偽の申立や証言をしてはならない。  
(報復の禁止)

第24条 防止委員会は、相手方から相談者、申立人、相談員、調停員、防止委員会の委員及び調査委員会の委員その他の関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。  
(改廃)

第25条 この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴いて学長が決定する。

#### 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。